

## 厚木市工事請負に係る条件付一般競争入札事務取扱基準

- 1 この基準は、厚木市工事請負に係る条件付一般競争入札実施要綱（以下「要綱」という。）の運用について必要な事項を定めるものとする。
- 2 入札参加資格条件
  - (1) 要綱第3条第1項に規定する入札参加資格のうち、次の各号に定めるものは当該各号に定めるものとする。
    - ア 指定する地域  
指定する地域とは、原則として「競争入札参加資格申請における本社が厚木市内にあること」とする。ただし、大型工事、特殊工事等この要件では入札参加者が十分確保できないことが予想される場合は、「競争入札参加資格申請における本社又は営業所等が厚木市内にあること」等指定する地域を広げることができる。
    - イ 経営事項審査結果の総合評定値の基準
      - (ア) 「工事における条件付一般競争入札の発注金額に対する総合評定値一覧表」によるものとする。ただし、大型工事、特殊工事等この要件では入札参加者が十分確保できないことが予想される場合は、「工事における条件付一般競争入札の発注金額に対する総合評定値一覧表」の範囲を拡大することができる。
      - (イ) 入札に参加を希望する者の総合評定値は、本市の競争入札参加資格認定時のものとし、認定の有効期間内は固定とする。
      - (ウ) 対象工事ごとに定める工種の経営事項審査結果の総合評定値が定める基準内において、相応する施工実績を有していないことから入札に全く参加できない事業者がある場合は、特例として、「工事における条件付一般競争入札の発注金額に対する総合評定値一覧表」における最も低い発注金額の範囲で、入札に参加できるものとする。この場合において、年度の途中で、当初の対象範囲内の施工実績を有することとなっても、当該年度内は、この特例措置の適用を受けるものとする。なお、対象工事に対する同工種の工事实績がない事業者については、その入札に参加できないものとする。また、該当事業者は、年度当初に契約主管課へ申請し了解を得るものとする。
    - ウ 施工実績  
対象工事に対する同工種で発注された施工実績（原則として同工種の最高請負契約額の150/100を限度とし、過去10年間に完成したものをいう。）があることを条件とする。ただし、当要件では、入札参加者が十分確保できないことが予想される場合は、「150/100」とあるのは「300/100」とすることができる。また、特殊工事等において、必要に応じ設定した施工実績がある場合には、その施工実績があるものとする。
    - エ 現場代理人及び監理（主任）技術者の雇用等  
「入札参加申請期限（指名競争入札及び随意契約による場合は入札（見積）書受付期限）において3箇月以上の雇用関係」があることを条件とする。また、主任技術者の手持ち工事（現に施工中の工事で、工事完成届提出前の工事のことをいう。以下同じ。）件数については、建設業法第26条第3項に該当するものを除いて1人3件までとする。なお、工事とコンサルとの重複登録があることから技術者の手持ち件数のカウントについては、コンサルも合計する。
  - (2) 要綱第3条第2項に規定する入札参加資格のうち、手持ち工事については、次に掲げる件数を超えた場合は入札参加できないものとする。なお、土木、舗装の工種における緊急維持補修工事は、手持ち工事の件数に加算しないものとする。
    - ア 土木、建築については、2件までとする。
    - イ 舗装、造園については、1件までとする。
    - ウ ア、イ以外の工種については2件までとする。
    - エ 手持ち工事については、契約主管課発注工事全体で3件までとする。ただし、市内本店事業者

で、契約主管課発注の工事のうち前年度中に完成した工事における工事成績評定点に 78 点以上のものがあつた場合で他の工種を含め 65 点未満の評定点がない場合には、全体の手持ち工事件数の上限は 3 件に当該工種の数を加えた数とする。この場合、各工種の手持ち工事件数の上限は、78 点以上の工事成績評定点を有する工種については、ア、イ、ウに 1 件追加した数とし、それ以外の工種は、ア、イ、ウの数とする。また、手持ち工事制限工種以外の工種に係る工事については入札参加できるものとする。

オ 総合評価方式については、手持ち工事件数を各年度 1 件とする。

(3) 同日開札の重複落札制限の取扱いは、次のとおりとする。

ア 同日に開札する工事の案件で、随意契約を除き先に開札した案件の落札候補者になった者は、それ以降に開札した同種別（工事）案件では、無効とする。ただし、制限をすることによって、二番札（総合評価の場合は、二番目に高い評価値）の者が落札者になる場合や再度入札又は不調となる場合（制限をしなくても結果的に再度入札又は不調になった場合を含む）は、本制度の適用外とする。なお、適用外となった者同士がくじ引きになった場合は、落札候補者になっている回数を考慮し、少ない方を優先する。

イ 落札候補者が落札に必要な書類を提出できず失格となった案件があるときは、その案件を他の同日開札の最後の案件と考えるものとする。

(4) 土木、舗装の工種における緊急維持補修工事のうち、公告日が同一四半期（4月～6月、7月～9月、10月～12月、1月～3月）であるものについて重複落札の制限を行い、落札できる件数を 1 件までとする。ただし、制限をすることによって、再度入札又は不調となる場合は、適用しないこととする。

3 開札後の取扱いについて

開札後に手持ち工事制限件数を超える場合又は、配置予定技術者を配置できない場合等の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 落札候補者となることができる工事

開札の結果 2 件以上の最低応札者になったことにより、2 (1) エ又は 2 (2) に定める手持ち工事制限件数を超える場合又は配置予定技術者を配置することができない場合、落札候補者となることができる工事については、原則として開札予定時間が早い順とする。ただし、1 回目の開札で予定価格に達する者がいなかったため、2 回目の開札を行う場合には、2 回目の開札時間をその工事の開札予定時間とみなす。落札候補者となった場合で、事情により配置予定技術者を配置できないかどうかの判断は、理由を記載した書面によるものとする。

(2) 落札候補者が要件を満たしていない場合

落札候補者を審査した結果、その者が要件を満たしていることが確認できないときは、当該入札を無効又は入札者を失格とし、次に価格の低い入札者について審査を行うものとする。この場合で再度要件を満たしていることが確認できないときは、予定価格の範囲内で順次繰り返すものとする。

4 不調の場合の取扱い

入札は、原則として 1 回とするが、開札の結果、予定価格の範囲内（最低制限価格以上）の入札がないときは、予定価格を事前公表した場合を除いて再度入札を 1 回執行するものとする。なお、再度入札を行う場合においては、1 回目の入札に参加しなかった者、最低制限価格未満の価格をもって入札した者又は 1 回目の入札が無効とされた者は、再度入札に参加できないものとする。

2 回執行したにもかかわらず落札者がいない場合は、その入札を打ち切り、不調として次のとおり再度入札公告を行うものとする。

(1) 条件設定の変更

ア 対象工事ごとに考慮して、当初の総合評定値対象範囲内の事業者を含め、施工実績、対象範囲の幅及び対象地域を広げ、再度入札公告を行うものとする。この場合において、設定する条件は、当初の対象範囲内の事業者を含め、対象範囲を直近上位まで拡大する。

なお、直近上位がない場合で、直近下位の市内事業者でも対応可能な場合は、直近下位を含め、

併せて、当初施工実績を 150/100 としていたものは 300/100 に拡大するものとする。

イ 条件設定を拡大しても、入札参加事業者が当初に比べてあまり増えないことが想定される場合は、「厚木市内に営業所等がある又は近隣市町村に本社又は営業所等があること」などとして、対象地域を広げるものとする。

ウ 再度入札公告を行った結果、落札者がいない場合においては、2の(2)で規定する手持ち工事の適用外として、再々度入札公告を行うことができる。

(2) 不調による随意契約

次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の「再度の入札に付し落札者がいないとき。」の規定に基づき、随意契約を締結することができる。この場合において、応札者から原則として 3 者以上の見積書を徴取するものとする。

ア 完成時期を延期できないとき。

イ 特殊な工事等で入札参加者が限定されているとき。

ウ 随意契約をした方が有利なとき。

(3) 再度入札公告又は再々度入札公告（以下、再度入札公告等という。）の不調による随意契約

(1)により再度入札公告等を行った結果、落札者がいない場合は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定に基づき、随意契約を締結することができる。この場合において、再度入札公告等における再度入札の応札者から原則として 3 者以上の見積書を徴取するものとする。

5 疑義申立

疑義申立の取扱いについては、「厚木市工事請負等の入札に係る疑義申立手続事務処理要領」によるものとする。

附 則

- 1 この取扱基準は、平成 26 年 2 月 20 日から施行する。
- 2 平成 26 年 2 月 20 日から平成 27 年 3 月 31 日までに入札の公告を行った工事請負の入札に係る 2 の(2)の規定の適用について、土木、舗装の工種における緊急維持補修工事は、手持ち工事件数に加算しないこととする。

附 則

- 1 この取扱基準は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までに入札の公告を行った工事請負の入札に係る 2 の(2)の規定の適用について、土木、舗装の工種における緊急維持補修工事は、手持ち工事件数に加算しないこととする。

附 則

- 1 この取扱基準は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までに入札の公告を行った工事請負の入札に係る 2 の(2)の規定の適用について、土木、舗装の工種における緊急維持補修工事は、手持ち工事件数に加算しないこととする。

附 則

- 1 この取扱基準は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までに入札の公告を行った工事請負の入札に係る 2 の(2)の規定の適用について、土木、舗装の工種における緊急維持補修工事は、手持ち工事件数に加算しないこととする。

附 則

この取扱基準は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この取扱基準は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。